

につちゅういちじしえん さーび すりようけいやくしょ
【日 中 一時支援サービス利用契約書】

まつやまふくしえん (以下「事業所」といいます。) の利用を希望する者 (以下「利用者」といいます。) と社会福祉
法人 福角会 理事長 芳野 道子は、事業所が利用者に対して提供する日 中一時支援サービスにつ
いて、次のとおり契約します。

けいやく もくてき
(契約の目的)

第1条 この契約は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、
入浴、排泄、食事等の支援その他日常生活の世話をを行うことにより、利用者の心身の機能の
維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、日 中一時支援の
サービスについて定めます。

につちゅういちじしえん さーび す ないよう
(日 中一時支援サービスの内容)

- 第2条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の日 中一時支援サービスを提供します。
- 日 中一時支援サービスの提供は、施設の生活支援員、作業指導員、看護師等の日 中一時支援
サービス従事者 (以下「従業者」といいます。) が当たります。
 - 事業所は、利用者の障害程度又は利用者本人やその家族等の扶養義務者や代理人等 (以下「家族・
後見人等」といいます。) の希望により、利用者に日 中一時支援サービスを提供します。
 - 事業所は、日常生活上の援助や日 中活動支援に当たっては、利用者の自立の支援及び日 常
生活の充実に資するよう対応します。
 - 事業所は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに、適切
な時間に食事の提供をします。

けいやくきかん
(契約期間)

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までです。ただし、契約
期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、双方の同意をもって自動更新できます。

そうだんおよびしえん
(相談及び支援)

だい4じょう じぎょうしよ つねにりようしゃ しんしん じょうきょう おかれて かんきょうなど てきかく ほあく つとめ りようしゃ
第4条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者
また かぞく こうけんになんぞ そうだん てきせつ おうじる ひつよう じよげん そのた えんじよ おこないます
又は家族・後見人等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

けんこうちえつく
(健康チェック)

だい5じょう じぎょうしよ つねにりようしゃ けんこう ちゆうい けんこうほじ てきせつ そち こうじます
第5条 事業所は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

けいやくしゆうりようじ えんじよ
(契約終了時の援助)

だい6じょう じぎょうしよ にちちゆういちじしえん さーびす ていきょう しゆうりよう かいやく ばあい ふくみます さいしひつよう えんじよ
第6条 事業所は、日中一時支援サービス提供の終了(解約の場合も含みます。)に際し必要な援助
おこなう しゆうりよう むね どうがいしちようそん れんらく
を行うとともに、終了の旨を当該市町村に連絡します。

きんきゆうじ えんじよ
(緊急時の援助)

だい7じょう じぎょうしよ りようしゃ びようじよう きゆうへん しょうじたばあい そのたひつよう ばあい すみやか きゆうきゆういりよう
第7条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急医療
きかんまた きょうりよくいりようきかん じゆしんいりようきかんなど しんりよう いらい りようしゃ かぞく こうけんになんぞ たいし
機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼し、利用者の家族・後見人等に対し、
きんきゆう れんらく
緊急に連絡します。

じぎょうしよ ぎむ
(事業所の義務)

だい8じょう じぎょうしよ にちちゆういちじしえん さーびす ていきょう りようしゃ せいめい しんたい ざいさん あんぜん かくほ
第8条 事業所は、日中一時支援サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保
はいりよ
に配慮します。

- じぎょうしよ けいやく もとづくないよう りようしゃ かぞく こうけんになんぞ しつもんなど たいしててきせつ せつめい
2. 事業所はこの契約に基づく内容について、利用者や家族・後見人等の質問等に対して適切に説明
おこないます
を行います。
- じぎょうしよ にちちゆういちじしえん さーびす ていきょう りようしゃ こうどう せいげん こうい
3. 事業所は日中一時支援サービスの提供にあたっては、利用者の行動を制限する行為を
おこないません りようしゃまた た りようしゃとう せいめい しんたい ざいさん ほご きんきゆう
行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体、財産を保護するため緊急
やむを得ないばあい かぎり
やむを得ない場合はその限りではありません。

しゅひぎむ
(守秘義務)

だい9じょう じぎょうしよ せいとう りゆう かぎり ぎようむじょうしり えたりようしゃまた かぞく こうけんになんぞ ひみつ ほじ
第9条 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又は家族・後見人等の秘密を保持
ぎむ おいます
する義務を負います。

2. 事業所は、日中一時支援サービス従事者が、在職中知り得た利用者又は家族・後見人等に関する秘密をその退職後も正当な理由なくして漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 事業所は、利用者の個人情報等をサービス調整会議等で用いる場合は、利用者又は家族・後見人等の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。ただし、日中一時支援サービス計画を作成した事業所が利用者及び家族・後見人等の同意を得ている場合には、この限りではありません。

（利用料金）

- 第10条 利用者は、サービスの対価として市町村が定める地域生活支援事業給付費、利用者負担額の月ごとの合計金額を事業所に支払います。ただし、上記市町村が定める地域生活支援事業給付費については、利用者にかわり市町村より代理受領します。
2. 事業所は、利用者が希望する地域生活支援事業給付費支給対象外サービス利用料金を利用者に請求できます。
3. 事業所は、日中一時支援サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族・後見人等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は家族・後見人等の同意を得ます。
4. 地域生活支援事業給付費支給対象外サービス利用料金については経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して、を日中一時支援サービスを行う際に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当の額に変更することができます。

（利用料金の支払方法等）

- 第11条 利用者は、サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を月ごとに支払います。
2. 事業所は、当月の利用者負担金合計額の請求書を、翌月10日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月の利用者負担金の合計額を、翌々月末日までに支払います。
4. 事業所は、利用者からの利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。た

だし、銀行振込の場合は、振込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

5. 地域生活支援事業給付費支給対象外サービス利用料金については、その都度支払うものとします。

（契約の終了）

第12条 次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

- (1) 契約期間が満了したとき（ただし、満了期間前に継続の手續きが取られた場合をのぞきます。）
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 利用者が契約期間満了前に、障害程度区分の変更を受けた場合
- (4) 事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が指定の取り消しを受けた場合
- (6) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（利用者からの契約の解除）

第13条 利用者は、2日以上予告期間において利用解除書を事業所に通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は利用解除書を通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
- (2) 事業所もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき
- (3) 他の利用者が、利用者の身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらないとき
- (4) 事業所が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

（事業所からの契約の解除）

第14条 事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し契約解除の理由を示した利用

かいじょしょ つうち ふつかかん よこきかん けいやく かいじょ つぎ
解除書で通知し、2日間の予告期間において、この契約を解除することができます。ただし、次
じゆう がいとう ばあい じぎょうしょ りようしゃ けいやくかいじょ りゆう しめしたりようかいじょしょ つうち
の事由に該当する場合には、事業所は利用者に契約解除の理由を示した利用解除書を通知するこ
とにより、ただちにこの契約を解除することができます。

- (1) りようしゃ じぎょうしょ しはらう さーびす りようりょうきん たいのう さいこく しはらい
利用者が、事業所に支払うべきサービスの利用料金を滞納し、催告したにもかかわらず、支払い
がない場合
- (2) りようしゃ いりょうきかん にゆういん たいいん みこみ ばあい
利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合
- (3) りようしゃ つうち おこなわず さーびす りよう おこなわなかったばあい
利用者が通知を行わずサービスの利用を行わなかった場合
- (4) りようしゃ けいやく けいぞくしがたい はいしんこうい おこなった みとめられるばあい
利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合

そんがいばいしょう (損害賠償)

だい15じょう じぎょうしょ さーびす ていきょう じこ はっせい ばあい りようしゃ かぞく こうけんになど れんらく
第15条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・後見人等に連絡を
おこなう ひつよう おうじてとうがいしちょうそん れんらく おこなうなどすみやか ひつよう たいおう おこないます
行くとともに、必要に応じて当該市町村に連絡を行う等速やかに必要な対応を行います。

2. じぎょうしょ さーびす ていきょう うえ じぎょうしょ せき かえす じゆう りようしゃ そんがい あたえた
事業所は、サービスを提供する上で、事業所の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた
ばあい ばあい そんがい すみやか ばいしょう ぎむ おいます
場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

そんがいばいしょう (損害賠償がなされない場合)

だい16じょう じぎょうしょ じこ せき かえす じゆう かざり そんがいばいしょうせきにな おいません いか
第16条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の
かくごう がいとう ばあい じぎょうしょ そんがいばいしょうせきにな まぬがれます
各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- 一 りようけいやくしゃ けいやくていけつじ りようしゃ しんしん じょうきょうおよびびょうれきなど じゆうようじこう こい
利用契約者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれ
つげず また ふじつ こくじ おこなった きいん そんがい はっせい ばあい
を告げず、又は不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 りようけいやくしゃ りようしゃ さーびす じっし ひつよう じこう かんするちょうしゆ かくにん たいしてこい
利用契約者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意
にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 りようしゃ きゅうげき たいちょう へんかなど じぎょうしょ じっし さーびす げんいん じゆう きいん
利用者の急激な体調の変化等・事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因し
て損害が発生した場合
- 四 りようしゃ じぎょうしょ さーびすじゆうじしゃ しじ いらい ほんしておこなったこうい きいん そんがい
利用者が事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害
はっせい ばあい
が発生した場合

利用者りようしゃの損害賠償責任そんがいばいしょうせきにん

第17条 利用者りようしゃの故意こいまた又は重大じゅうだいな過失かしつにより、その責せきに帰すべき事由かえすにより事業所じゅう・日中一時支援じぎょうしょサービス従業者にっちゅういちじしえん・その他第三者さーびすに損害そんがいが発生した場合はつせいは、利用者りようしゃの責任能力せきにんのうりよくを鑑みかんがみその賠償責任ばいしょうせきにんを負おうものとします。

情報じょうほうの保存ほぞん

第18条 事業所じぎょうしょは、利用者りようしゃに対する日中一時支援サービスにっちゅういちじしえんの提供さーびすに関する書類等ていきょうを整備かんするし、この契約しよるい終了後5年間保存せいびします。
2. 利用者りようしゃは、事業所じぎょうしょにて当該利用者りようしゃに関するサービス記録さーびすを閲覧きろくできます。
3. 利用者りようしゃは、当該利用者りようしゃに関するサービス記録さーびすの複写物ふくしゃぶつの交付こうふを受けることができます。ただし、複写物ふくしゃぶつに関しては、事業所じぎょうしょは利用者りようしゃに対して実費相当額たいしてじっぴそうとうがくを請求せいきゅうできるものとします。

苦情解決くじょうかいけつ

第19条 利用者りようしゃ又は家族かぞく・後見人等こうけんになどは、事業所じぎょうしょが提供ていきょうしたサービスに関する苦情さーびすがある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」べっしに記載じゅうようじこうせつめいしょされている苦情受付窓口きさいに苦情を申し立てることができま
す。事業所じぎょうしょは、苦情が申し立てられた場合は、速やかに事実関係を調査すみやかし、その結果じじつかんけい、改善ちょうさの必要性けっかの有無及びその方法かいぜんについて、利用者りようしゃ又は家族かぞく・後見人等こうけんになどに文書で報告ぶんしょします。
2. 事業所じぎょうしょは、利用者りようしゃ又は家族かぞく・後見人等こうけんになどが苦情の申し立てをした場合に、これを理由として利用者りようしゃに対し、一切の不利利益ふりえきを与えません。

虐待・拘束ぎやくたい

第20条 従業者じゅうぎょうしゃは従業者間相互じゅうぎょうしゃかんそうごにおいて、利用者りようしゃに対しての虐待・拘束等ぎやくたいについて防止こうそくするものとする。

身元引受人みもとひきうけにん

第21条 事業所じぎょうしょは、利用者りようしゃに対し緊急時の連絡等たいしきんきゅうじのため、身元引受人れんらくなどを求めます。

さいばんしょかつ
(裁判所轄)

だいににじょう けいやく かんする そしやう さいばんしょかつ じぎやうしょ しょざいち かんかつ さいばんしょ
第 22 条 この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

そのた
(その他)

だいにさんじやう けいやく さだめないじやう ちてきしやうがいしやふくしほう その た かんけいほうれい したがいうりやうしや かぞく
第 23 条 この契約に定めない事項については、知的障害者福祉法その他関係法令に従い利用者・家族・
こうけんになんなど しんぎ したがいせいじつ きやうぎ けつてい
後見人等が信義に従い誠実に協議して決定します。

ほんけいやく にかぞく こうけんになんなど たちあい けいやく ていけつ ばあい たちあいにんらん しょめいおういん
本契約について、家族・後見人等の立会いにて契約を締結する場合は、立会人欄に署名押印するも
とします。

じょうき けいやく せいりつ しょうする けいやくしょ つう さくせい りようしやおよびじぎょうしょ しょめいおういん うえかくじ
上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業所が署名押印の上各自

¹つう しょじ
1通を所持します。

れいわ ねん つき にち
令和 年 月 日

りようしや じゅう しょ
利用者 住 所 _____

し めい
氏 名 _____ 印

立 会 人 じゅう しょ
住 所 _____

し めい
氏 名 _____ 印

りようしや かんけい
利用者との関係 ()

じゅう ぎょう しゃ しょ ざい ち えひめけんまつやましふくずみちょうこう ばんち
事 業 者 所 在 地 愛媛県松山市福角町甲1829番地

じぎょうしゃめい しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
事業者名 社会福祉法人 福角会

だいひょうしゃめい り じ ちょう よしの みちこ
代表者名 理 事 長 芳野 道子